新様式第３号(R2.12.25)

通年雇用助成金**新分野進出事業所設置・整備費用申告書**

|  |
| --- |
|  計画書（受理番号 第 号）に係る事業所の設置・整備に要した費用について申告します。 労働局長 殿 |
| １ 申請事業主（事業主が法人である場合は、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入して下さい。） | 提出（申請）年月日 令和 年 月 日 |
| 事業主 | 　 (フリガナ）　氏 名 　　　　  |
| 事業主記入欄 | 労働局確認欄 |
| 施設等の名称 | 費用の額（円） | 引渡年月日 | 支払状況 |
| 支払先 | 支払年月日 | 支払方法 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |  |

（注）

　共通事項

１　この申告書は、通年雇用助成金の申請資格決定申請のときに計画期間の間に事業所の設置・整備に要した費用について記載して提出してください。

２　本申告書に設置・整備費用が確認できる書類を添付してください。

３　「申請事業主」の欄は、設置・整備に係る事業所について記入してください。

４　「動産」とは、機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機、運搬器具等をいい、商品、消費財、原材料は含みません。

５　「賃借費用」とは、賃借料の年額の１倍の額（賃借料が月当たりで決まられている場合は、１ヶ月の賃借料の12倍の額）となります。

６　「施設等の名称」欄の名称の上に、かっこ書きで購入又は賃借の別を明記してください。

７　「不動産の新・増設」とは、不動産の新設又は増設であって、それに要する工事費（土地造成費、設計管理費及び建物解体費を含みます。）の１契約が20万円以上のものをいいます。

８　「不動産の購入」とは、不動産（土地を除きます。）の購入であって、その一点の購入価格が20万円以上であるものをいいます。

９　「不動産の賃借」とは、不動産（土地を除きます。）の賃借であって、その１契約の賃借費用が20万円以上であるものをいいます。

10　「動産の購入」とは、動産の購入であって、その一点の購入価格が20万円以上であるものをいいます。

11　「動産等の賃借」とは、動産等の賃借（リース契約によるものを含みます。）であって、その１契約の賃借費用が20万円以上であるものをいいます。

12　事業所の設置・整備に要した費用が5,000万円を相当程度超えるときは、それを全て申告する必要はなく、5,000万円までの金額についてのみ申告すれば足ります。